

## 米国判例紹介

### 「反トラスト法違反事件での市場支配力の立証責任」

#### —米最高裁、「市場支配力の推定」を否定—

藤野仁三\*

米連邦最高裁は昨（06）年3月、特許品による抱き合わせ事件（Illinois Tool Works v. Independent Ink, Inc.事件）で、特許権者に市場支配力を推定するとした連邦控訴裁（CAFC）の判断を破棄して事件を差し戻した。

これまで特許権の抱き合わせを理由とした反トラスト訴訟では、特許権者の市場支配力が推定できるのか証拠により立証すべきかが判例上必ずしもはっきりしなかった。

今回の判決で最高裁は「市場支配力の推定」を明示的に否定し、反トラスト法違反を訴える当事者が特許権者の市場支配力を立証すべきであると判示した。

#### 事件の概要

Trident, Inc.(Illinois Tool Works が買収)はプリンターメーカーで、同社のプリンターは「プリントヘッド」(特許品)、インク容器(特許品)そして特製インク(非特許品)の3つの部品から構成され、OEMメーカーに販売された。Trident と OEM メーカーとの間の売買契約では、OEM メーカーが販売するプリンターには Trident 製インクのみを使用し他社製のインクを使用しないことが義務づけられていた。

Independent Inc.は Trident 製のインクと同一組成のインクを開発し、商品化した。

Trident は Independent を特許侵害で提訴。しかし地裁はその訴えを略式判決で退けた。その後 Independent は特許の非侵害・無効の確認判決を求め反訴。後に訴状を修正し、Trident の抱き合わせが反トラスト法に違反するとの主張を追加した。

CAFC は連邦最高裁の抱き合わせ判例に従い地裁の略式判決を破棄した。Trident は裁量上訴を行い、最高裁はそれを受理して、冒頭記載の判決を下したのである。

#### なぜ最高裁はこの事件を取り上げたか

##### a)抱き合わせ問題の歴史

特許の抱き合わせ問題は1800年代半ばに米国で顕在化した。抱き合わせは特許を所有する企業が市場独占のための手法として、「パテントプール」などと一緒に特許所有会社の優越的な地位を利用して行われた。当時、このような行為を規制するのは州法であったが、州法は特許による合衆国全土におよぶ排除行為には無力であった。その結果、シャーマン法(1890年)、クレイトン法(1914年)、連邦取引委員会法(1914年)などが相次いで制定され、連邦反トラスト法の中核をなす制定法となった。

このような経緯もあって初期の最高裁判決は抱き合わせをほぼ無条件にシャーマン法1条の違反と判断した。本件の原審であ

る CAFC によれば、そのような最高裁の態度は「(抱き合わせを) 極度に敵視するもの」であった。そのような抱き合わせの敵視は *International Salt* 判決 (1947 年) や *Loew's* 判決 (1962 年) に見られる。

特許の抱き合わせは、ライセンス契約の下でライセンシーに対する義務として強制されることが多い。そのため競争当局は、抱き合わせは競争制限的であるとして規制した。ライセンス契約の中に抱き合わせ規定を盛り込むこと自体が当然違法とされた。抱き合わせに対する規制のピークは 1960 年代と 70 年代であった。

しかしこのライセンス規制は 80 年代に入って次第に緩和されるようになった。それまで当然違法とされていた「禁止 9 項目」については、経済的な合理性によって個別にその違法性を判断するという基準が適用されるようになった。競争当局は 95 年、「知的財産ライセンスのための反トラストガイドライン」を発表し、その中で「特許、著作権または企業秘密が所有者に市場支配力をもたらすとは推定しない」ことを明らかにした。

#### b) 判例法としての拘束力

CAFC によれば、前述のように知的財産権の介在する *International Salt* 事件および *Loew's* 事件で、最高裁は「市場支配力は立証ではなく推定でよい」「経済力は抱き合わせ商品が特許あるいは著作権で保護されている場合には経済力が推定できる」という判断を示した。その後、特許が介在しない抱き合わせ事件 (*Fortner II* 判決および *Jefferson Parish* 判決) では、市場支配力が「価格を引き上げる力」あるいは「不当な条件を押し付ける力」などと定義された。

CAFC はさらに、*Fortner II* 判決や *Jefferson Parish* 判決は知的財産権が関与せず、最高裁がこれらの事件で特許の市場支配力について言及しても、それは特許事件について法的拘束力をもたず「傍論」にしか過ぎない。知的財産権の絡む抱き合わせ事件の拘束力ある判例は *International Salt* 判決および *Loew's* 判決に求めざるを得ない、と指摘した。

最高裁はこの問題に対する明示的な判断が求められていたのである。

#### 本判決の評価

今回の判決で連邦最高裁は、1988 年の特許法改正を媒介として以下の二つの点を明示的に確認した。□特許による抱き合わせは反トラスト法との関連で当然違法の基準では判断されないこと、□特許品の市場支配力は推定されないことである。

##### a) 当然違法の明示的否定

今回の最高裁判決の意義は、まず特許の抱き合わせが当然違法とならないことを明らかにしたことにある。

これまで特許の抱き合わせが当然違法とならないことについては、学説も競争当局でも通説となっていた。しかし、上述したように、少なくとも下級審レベルでは連邦最高裁のどの先例を規範とするか必ずしも明確ではなかった。そのため CAFC は本事件の棄却判決の中で、最高裁による判例変更の必要性を何度も表明してきたと指摘した。これらは最高裁に対する強いメッセージとも読みとることができる。

最高裁は判決理由の中で、CAFC の判決理由の中からそのメッセージを引用しているが、最高裁としても統一した見解を提示

する必要性があると認識したのであろう。判決理由の中で個々の先例の分析や射程を異例なほど詳しく分析しているのがその証左である。

#### **b) 市場支配力の推定**

最高裁は Eastman Kodak 判決（1992）において、反トラスト法違反を主張する当事者は、被告（特許権者）が抱き合わされた商品市場で「認識できる程度の経済力」をもつことを立証しなければならないと判示した。つまり、Kodak 判決から原告に立証責任があることは明らかである。

したがって、本件で争われた市場支配力の推定を認めるかどうかは、特許が介在す

る場合に原告の立証責任の例外を認めるかどうかという問題に帰結する。

そのように考えるならば、本件で争われた市場支配力の推定問題は、かなり狭い射程の争点であることがわかる。しかも、推定を認めないとする考え方は、学説および競争当局の考え方として定着していた。したがって今回の判決は、最高裁がそれに足並みをそろえたものと評価できる。別の見方をすれば、今回の最高裁判決は必ずしも新しい判例理論を導入したものではないと言えるかもしれない。

（\*東京理科大学専門職大学院 教授）